

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
案

令和 7 年（2 0 2 5 年）1 1 月 2 6 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 3 7 号）の一部
を次のように改正する。

別表 1 から別表 3 までを次のように改める。

別表 1

会計年度任用職員事務補助職給料表

号俸	給料月額
	円
1	1 9 5, 7 0 0
2	2 0 0, 6 0 0
3	2 0 6, 0 0 0

備考 この表は、市長が別に定める事務補助の業務に従事する会計年度任用職員
に適用する。

別表 2

会計年度任用職員標準職給料表

号俸	給料月額
	円
1	2 2 7, 2 0 0
2	2 3 2, 6 0 0
3	2 3 6, 5 0 0
4	2 4 0, 5 0 0
5	2 4 4, 5 0 0
6	2 4 8, 3 0 0

7	2 5 2, 3 0 0
8	2 5 6, 7 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表 3

会計年度任用職員専門職給料表

号俸	給料月額
	円
1	2 6 1, 9 0 0
2	2 6 6, 2 0 0
3	2 7 0, 5 0 0
4	2 7 5, 2 0 0
5	2 8 0, 3 0 0
6	2 8 5, 6 0 0
7	2 9 0, 7 0 0
8	2 9 5, 6 0 0

備考 この表は、市長が別に定める専門性の高い業務に従事する会計年度任用職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和 7 年条例第 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 から別表 3 までの規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、改正前の同条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払とみなす。

(理 由)

本市の一般職の職員の給与改定等を考慮して、本市の会計年度任用職員の給料表の改定を行うため、本案を提出する。